

少ない保険料で大きな補償

区民交通傷害保険

平成24年度用

ごあんない



豊島区

※ご加入対象者は、平成24年4月1日時点で豊島区にご住所のある方です。

この「リーフレット」は「加入者証兼領収証」と一緒に大切に保管しましょう。

区民交通傷害保険とは？

区民交通傷害保険は、各区（裏面掲載区）が窓口となっている保険です。少額の保険料で加入していただき、自動車、オートバイなど様々な交通機関による交通事故にあわれた場合に、入院や通院治療日数と通院治療期間に応じて保険金をお支払いする制度です。

自転車賠償責任プランとは？

区民交通傷害保険の各コース（A～C）に300円の保険料をプラスすることにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度です。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にもこのリーフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み

市民交通傷害保険普通保険約款に区民交通傷害保険特約と自転車および車いすによる賠償責任補償特約（自転車賠償責任プランのみ）をセットしたものです。

■保険契約者

豊島区

■保険期間

平成24年4月1日午前0時から平成25年3月31日午後12時までの1年間となります。

■引受条件（保険料、保険料払込方法等）

●加入対象者

保険開始時点で豊島区に住所のある方ならどなたでも加入でき、年齢や職業による制限はありません。

●被保険者

加入申込書「保険加入者氏名」欄に記載されている方となります。

●中途加入

保険期間中途での加入はできません。

●中途脱退

この保険から脱退（解約）される場合は、区の区民交通傷害保険窓口にご連絡ください。

■満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

加入方法と申込期間

加入申込書に住所、氏名等の必要事項をご記入のうえ下記の窓口で保険料をお支払いください。

①区の定める金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局）（金融機関でのお申し込みは、平成24年3月23日までです。）

②区の区民交通傷害保険窓口

（区役所窓口でのお申し込みは、平成24年3月30日までです。）

※1 記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

※2 10人以上の団体加入は、区役所区民交通傷害保険窓口で受け付けます。詳しくは、区窓口までお問い合わせください。

継続手続きを忘れずに！！

この保険は1年契約ですので契約の期限に十分注意し、忘れずに継続手続きを済ませましょう。

コースの種類と保険料（保険料は掛捨てです）

【保険期間1年間】

次の6つのコースから1つのコースを選んでご加入ください。

※複数のコースへの加入はできません。

（保険金額は最高600万円を超えることはできません。）

コース	補償内容	年額保険料	最高保険金額
A	区民交通傷害Aコース	800円	150万円
B	区民交通傷害Bコース	1,400円	350万円
C	区民交通傷害Cコース	2,600円	600万円
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償プラン	1,100円	150万円（交通傷害） +1,000万円（自転車賠償）
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償プラン	1,700円	350万円（交通傷害） +1,000万円（自転車賠償）
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償プラン	2,900円	600万円（交通傷害） +1,000万円（自転車賠償）

自転車賠償責任プラン（AJ～CJ）の保険料は区民交通傷害保険の各コース（A～C）に300円をプラスした金額です。

区民交通傷害保険の窓口

豊島区 03-3981-1111

内線 103927

（豊島区東池袋2-60-3 グレイスロータリービル7階）

●区民交通傷害保険実施区（平成23年10月1日現在）
港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 渋谷区 豊島区 北区 荒川区 練馬区

補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

1. 保険金をお支払いする主な場合

<区民交通傷害>

日本国内外を問わず、車両（自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障害者用車いす、人の力や他の車両によりけん引される車、トロリーバス、汽車、電車、モノレール、ロープウェイ、ケーブルカー、気動車、航空機、船舶等をいいます。）による下記の交通事故によりケガをされた場合にお支払いします。※1
①搭乗※2している車両の衝突・つり落・転覆・火災・爆発等
②搭乗している車両からの転落
③車両に搭乗していない場合の運行中の車両同士の衝突・接触等



※1 キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、スケートボード、三輪車（幼児用）等は除きます。

※2 「搭乗」とは正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（隔壁等により通行できないよう仕切られた場所を除きます。）に搭乗している間をいい、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。

●お支払いする主な保険金

- 事故によりケガをされ、亡くなられたとき（事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。）
- 事故によりケガをされ、重度後遺障害を永久に残した場合（事故の発生日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を生じた場合に、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。）
- 事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ医師の治療を受けた場合は、事故の発生日から平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷がなおった日までの治療期間に対し、次の区分による金額を医療保険金としてお支払いします。

等級	交通事故における障害の程度	加入コース別保険金額		
		A	B	C
1	死亡または重度障害	150万円	350万円	600万円
2	180日以上の継続入院治療	34万円	60万円	120万円
3	90日以上の継続入院治療	23万円	35万円	65万円
4	60日以上の継続入院治療	15万円	23万円	35万円
5	治療期間180日以上かつ治療実日数90日以上	9万円	13万円	20万円
6	治療期間90日以上かつ治療実日数45日以上	7万円	10万円	15万円
7	治療期間30日以上かつ治療実日数15日以上	4万円	6万円	10万円
8	治療期間15日以上かつ治療実日数7日以上	2万円	3万円	5万円
9	治療期間15日未満または治療実日数7日未満	1万円	2万円	3万円

・医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、最初の事故の発生日からすべての傷害の医師の治療が終了した日までの期間を治療期間として適用します。
・2つ以上の等級に同時該当する場合は、最上級の等級により医療保険金をお支払いします。

